

上島町弓削小学校屋内運動場空調設備等整備事業  
(設計施工一括発注方式)

実施要綱

令和8年5月

上島町

## 上島町弓削小学校屋内運動場空調設備等整備事業（設計施工一括発注方式）実施要綱（趣旨）

第1条 この要綱は、上島町（以下「町」という。）が、上島町弓削小学校屋内運動場空調設備等整備事業（設計施工一括発注方式）（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用することで本事業の早期の整備実現を図るために必要となる、事業者の選定、当該事業者による空調設備等の整備について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）空調設備等

弓削小学校屋内運動場（実施要領参照）に整備する空調室内機、空調室外機及び屋根の遮熱対策のための設備、エネルギーの提供設備を含めた空調設備等を稼働させるために必要な全ての設備をいう。

（2）事業者

空調設備等の整備に関連する設計業務、工事監理業務、附帯する設備工事も含めた空調設備等の整備を行う事業者（個人、法人、団体及びこれらの連合体）をいう。

（3）実施要領

空調設備等を整備する事業者を選定するため、事業日程、募集方法、費用負担、手続き、整備条件、提案書等に関する事項を定めたものをいう。

（4）提案書

町の募集に応じて、事業者が提出する空調設備等に関する提案等を記載した書類をいう。

（5）提出書類説明書

提案書の作成に当たり、書類の作成方法及び様式を定めたものをいう。

（6）評価基準

事業者を適切に選定するためのものをいう。

（7）選定事業者

提案書を提出した事業者のうち、町が空調設備等整備工事の請負先として決定した事業者をいう。

（8）契約

町と選定事業者による、空調設備等を整備するための契約をいう。

（9）要求水準

空調設備等の設計業務、工事監理業務及び施工業務に求める最低限満たすべき水準をいう。

（事業の概要）

第3条 町は、事業者を公募し、提案書を評価して選定事業者を決定する。

2 町と選定事業者は、空調設備等の整備に着手する前に契約を締結する。

3 選定事業者は、契約に基づき、弓削小学校屋内運動場（体育館）に空調設備等を整備する。

4 町は、選定事業者が空調設備等を整備後、完了検査を行い、空調設備等の引渡しを受ける。

（事業者の資格要件等）

第4条 選定事業者は、町が定めた期間内に体育館に空調機器を整備することができる企画力、技術力及び供給能力を有する者とし、募集時における事業者の構成、資格要件等は実施要領で定める。

（空調設備等の条件）

第5条 選定事業者が整備する空調設備等は、次の各号に定める条件を満たすものとする。

（1）実施要領等に示す要求水準及び各種条件を満たすこと。

（2）本事業の事業費の総額は、実施要領に示す提案上限額を超えないこと。

（事業者の公募）

第6条 町は、この要綱に基づき、事業者が行う事業内容、応募の方法等を示す実施要領を定め、事業者を公募する。

2 町は、事業の実施に際し、空調設備等として必要な性能を定めるとともに、事業者を選定するための評価基準を定める。

3 本事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、前2項に規定する事項及び本事業に関して、町に書面により質疑を行うことができる。

（応募の手續）

第7条 応募者は、期限内に参加表明書を町に提出しなければならない。

応募者は、実施要領を確認した上で提案書を作成し、期限内に町に提出しなければならない。

2 募集期間及び選定スケジュール等は、実施要領に記載する。

3 実施要領は、町のホームページにおいて公表する。

4 提案書の作成に関する費用については、すべて応募者の負担とする。

（選定事業者の決定）

第8条 町は、公正に選定事業者を選定するため、「上島町弓削小学校屋内運動場空調設備等整備事業（設計施工一括発注方式）プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、提案書の内容について、施工の体制、事業期間、価格、履行の確実性、空調設備等に関する提案及び事業者の能力、経験等を総合的に評価し、事業者を選定する。

3 町は、審査事業者を決定した後、その結果を公表するとともに応募者に通知する。

4 町は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

（提案書の変更）

第9条 選定事業者は、提案書の錯誤の修正又は内容変更が必要となった場合には、直ちに町に申し出るとともに、町の承諾を得なければならない。

2 前項の修正、変更が選定事業者としての要件に影響を及ぼす場合、町は、選定事業者の決定を取り消すことができる。

（契約の締結）

第10条 町と選定事業者は、空調設備等の整備の着手前に、空調設備等の仮契約を締結する。仮契約にあたり、選定事業者は見積書及びその根拠となる空調設備等の設計図、仕様書、価格内訳書、その他町長が必要と認める資料を提出する。

2 前項の仮契約において、次の各号に定める事項を記載する。

（1）空調設備等の概要、事業期間その他事業に関する事項

（2）価格及び契約に関する事項

（3）町及び選定事業者の役割分担に関する事項

（4）その他、事業実施のために定めるべき事項

2 町及び選定事業者は、前項について議会で承認された後、速やかに契約を締結する。

3 町は、前項の議案が議会で否決された場合は、仮契約を解除する。

4 契約の締結に至らなかった場合、又は前項により契約を解除した場合は、本事業及びその準備行為に関して町及び選定事業者が既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務が生じないものとする。ただし、選定事業者は第1項に規定する仮契約の締結が完了した場合に限り、提案書における設計に係る費用を町に請求することができる。

（契約の変更）

第 11 条 町及び選定事業者は、次の各号いずれかに該当するときは、協議により契約額を変更することができる。

- (1) 選定事業者の責めによらない理由で、町が特に認めるとき。
- (2) 急激な物価変動があるとき。

2 契約締結後における契約額の変更については、契約に定める。

(事業内容の調整)

第 12 条 町は、事業に関する必要な調整を行うため、選定事業者に、次の各号に定める資料の提出を求めることができる。

- (1) 空調設備等の設置に関する設計業務、工事監理業務及び施工業務に関するもの
- (2) 空調設備等の価格の内訳に関するもの
- (3) その他、町長が必要と認めるもの

2 町は、選定事業者に対し、必要に応じて空調設備等の設置進捗状況等の報告を求めることができるものとし、選定事業者は、遅滞なくこれに応じるものとする。

(資金調達)

第 13 条 選定事業者は、空調設備等の整備に必要な一切の費用を負担するとともに、すべて自己の責任において必要な資金を調達しなければならない。

2 町は、選定事業者に対する保証、出資その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行う義務を負わない。

(責任分担)

第 14 条 事業の実施における町と事業者のリスク分担については、次の各号を基本とし、実施要領に定めるものとする。

(1) 選定事業者が責任を持つ範囲は、以下のとおりとする。

- ア 提案書における事業者の提案
- イ 空調設備等の調査・設計業務、工事監理業務及び施工業務
- ウ 引渡し前に生じた空調設備等の損害
- エ 引渡し後の空調設備等の品質保証

(2) 町が責任を持つ範囲は、以下のとおりとする。

- ア 町が実施要領等で示した条件等
- イ 町の指示、要請等に起因するもの
- ウ 法令の制定、改正等による新たな負担

(空調設備等の完了報告)

第 15 条 選定事業者は、空調設備等の整備が完了したときは、契約に定める書類を町に提出し、完了検査を受けなければならない。

(空調設備等の完了検査)

第 16 条 町は、前条の書類の提出があった場合は、空調設備等が実施要領等に示した条件に適したものであるかを確認するため、速やかに完了検査を行わなければならない。

(改善の指示)

第 17 条 設置が完了した空調設備等が実施要領等に示す空調設備等の条件及び要求水準を満たしていない場合、町は、選定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善のための措置を講じるよう求めるものとする。

(空調設備等の引渡し)

第 18 条 選定事業者は、完了検査に合格した後、直ちに町に空調設備等を引き渡すものとする。

(代金支払い)

第 19 条 選定事業者は、空調設備等の引渡し後に代金の請求を行うこととし、町は選定事業者に空調設備等の代金を支払うものとする。

(紛争処理等)

第 20 条 本事業に関する紛争については、発注者の所在地を所管する裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理する。

(著作権等)

第 21 条 本事業における提案書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表、その他の事業に関し必要がある場合には、町はこれを無償で使用できるものとする。

2 応募者は、提案書等に含まれる第三者の著作物について、公表、展示などの使用に関する当該第三者の承諾を得ておくこととする。

(法改正への措置)

第 22 条 関係法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、選定事業者は、それに従い本事業を実施することとする。

(その他)

第 23 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。